

## Americas Food & Beverage Show & Conference 募集要項

神奈川県では、県内中小企業の皆様の海外販路開拓を支援しています。

このたび、米国・マイアミで実施される B to B 向け商談会で神奈川ブースを設置し、県内酒造メーカー等の米国への販路開拓を支援します。奮ってご参加ください。

**※ 現地企業にプロモーションを委託するため、現地渡航は原則として不要ですが、希望があれば自社自らプロモーションすることも可能です（要相談）。**

### 1 実施内容

以下のイベントに神奈川ブースを出展し、参加企業の商品を現地バイヤー向けにプロモーションします。

#### 【イベント概要】

名称：Americas Food & Beverage Show & Conference (業界関係者限定の B to B イベント)

<https://www.americasfoodandbeverage.com/>

来場者数(2025年実績)：約 10,000 名

※ 来場者はディストリビューター、卸業者、インポーター等が約 50%、小売り、レストラン、ホテル関係者等が約 20%、その他約 30%。約 3 割がラテンアメリカから来場

主催者：World Trade Center Miami

期間：2026年9月14日(月)～9月16日(水)(3日間)

場所：1901 Convention Ctr Dr, Miami Beach, FL 33139 (米国・フロリダ州)

※「日本産酒類輸出促進コンソーシアム (SAKE-CONSO)」(<https://sake-consortium.nta.go.jp/>) が出展するパビリオンの中での出展を予定

#### 【神奈川ブース】

出展ブース：1m×1m テーブル 2～3 台 (調整中)

出展可能商品数：計 6 銘柄程度

### 2 参加対象等

#### (1) 対象企業

- ・ 神奈川県内に本社または事業所を有し、自社で酒類 (※1) の企画・製造等を行う中小企業 (※2)

※1 日本酒を想定していますが、その他の酒類の出品も可能です。

※2 中小企業とは、「中小企業支援法」第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業のこと。みなし大企業は対象になりません。

- ・ 商談会終了後、自らが主体的に海外企業との商談や商談品の輸出に関与できること (現地バイヤー等へのフォローアップができる社内体制 (担当者の配置) を有していること)
- ・ 米国の各種規制に対応し、輸出にあたり必要な手続が済んでいること

※ 日本からアルコール飲料を米国に輸出するには、①米国食品医薬品局 (FDA) への食品施設登録と②FDA への事前通知③米国財務省・酒類たばこ税貿易管理局 (TTB) 発行の輸入許可証およびラベル承認証明書 (COLA) の取得が必要です。①～③いずれも現地インポータ

ー（委託先：East West Wine Trading, Inc）によるサポートが可能です（③については、サンプル輸送用に、COLA を免除する手続き（COLA Waiver）を行います）。

（参考）

- ・ 米国におけるアルコール飲料調査レポート（米国輸出支援プラットフォーム）  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/agriportal/platform/us/2024/pf\\_us\\_01.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/agriportal/platform/us/2024/pf_us_01.pdf)
- ・ バイオテロ法に関する情報（FDA 食品施設登録・事前通知）  
[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/bioterrorism.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/bioterrorism.html)
- ・ 米国 FDA 食品施設登録 Q&A ―ジェトロに寄せられた質問から―  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/n\\_america/us/foods/pdf/ffr\\_qa.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/pdf/ffr_qa.pdf)

## （2）対象商品

自社（県内）で企画・製造等した酒類で、現地各種規制等に適合したもの

**※ 米国未進出の商品の出品も可能です**（ただし、（1）①～③の手続きに必要な商品情報や企業情報など追加で提供いただく場合があります）。また、①の FDA への登録から支援をご希望の場合は、自社の登録情報に委託先（East West Wine Trading, Inc）が米国代理店名としてとして記録されますので、ご承知おきください（正式なインポーター決定後、自社で登録し直す必要があります）。

**※ 現地インポーター（委託先）により、6 銘柄を目安に選定します。**

（選定理由についてはお答えいたしかねますので予めご了承ください。）

## （3）参加料

サンプル送付に係る料金（輸入税、通関費用、輸送保険料、その他手数料等含む）

※ サンプルは最低3本（1日あたり1本）、ご用意いただきます。加えて、主催者主催のテイastingセッションなどでプロモーションをご希望の場合は、追加で2本程度、ご用意いただく想定です。

※ サンプル等の送付方法は主催者事務局からの後日連絡に従って対応いただきます。

## （現地渡航について）

現地渡航は原則として不要ですが、希望があれば自社自らプロモーションすることも可能です（旅費、保険料等の関連費用はすべて自社負担になります）。ご希望の場合は、申込時に併せてその旨ご連絡ください。

## 3 スケジュール（予定）

時期	内容
6月19日まで	参加企業募集
6月中～下旬	商品選定、参加企業決定
6月下旬～7月初旬	サンプル送付（参加者対応）
9月14日～16日	イベント期間

#### 4 申込方法

次の（１）、（２）に必要な事項を明記の上、後述の問合せ先へメールにてお申込みください。

- （１）企業・商品情報シート
- （２）展示品の詳細が分かる資料(商品パンフレット等)

#### 5 申込期日

日本時間 2026 年 6 月 19 日（金） 17:00

#### 6 留意事項

- ・ 天災、交通機関の乱れ、現地の政情、その他の事由により、関連事業の一部、又は全部を中止せざるを得ない場合、参加申込み受領後であっても、主催者またはパビリオン運営者の判断で当スケジュールの一部又は全部を変更又は中止することがあります。
- ・ 展示会会期中及び輸送等を含むその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難等のいかなる損害についても、県及び主催者等は一切の責任を負いかねます。損害保険等、自社のご判断でご加入ください。
- ・ 商談会後の取引契約等は各事業者の責任と判断の下行っていただきます。万が一損害や不利益を被る事態が生じても、県は一切責任を負いかねます。
- ・ ご提供いただいた個人情報は、事業実施のため、商談会関連事業者（主催者、パビリオン運営者、施工業者、現地バイヤー等）に提供する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ 本事業の効果測定のため、各種アンケートやヒアリング等へのご協力をお願いいたします。

#### 問合せ先

次の３者あてご連絡ください。

神奈川県北米事務所 瀬田 [Akihito\\_Seta@jetro.go.jp](mailto:Akihito_Seta@jetro.go.jp)

篠崎 [nya\\_staff68@jetro.go.jp](mailto:nya_staff68@jetro.go.jp)

East West Wine Trading（委託先） [satoshi.tanaka@eastwestwinetrading.com](mailto:satoshi.tanaka@eastwestwinetrading.com)

主催：神奈川県（北米事務所）